

新型コロナウイルス5類移行後の仮受付の継続について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対策として、令和2（2020）年4月20日（月）から継続してきました建設業許可※の申請及び届出に係る以下の受付対応を、窓口の待ち時間短縮・対面対応時間の短縮を図るため、令和5（2023）年5月8日（月）以降も継続します。

※解体工事業者登録、浄化槽工事業者登録を含みます。

- ①窓口では、必要書類が整っていることを確認し、申請書・届出書をお預かりします。（仮受付）
- ②仮受付後、内容確認作業を行い、結果をお知らせします。必要があれば、電話・FAX等により補正を行います。
- ③確認終了後、
 - ◆申請の場合は、改めて来庁いただき、手数料（県証紙）を納めていただいた後、本受付をします。
（本受付後の処理は、従来のとおりです。）
 - ◆届出の場合は、本受付を行い、副本をお返しします。

《預かり（仮受付）について》

- 窓口では、建設業法及び同法施行規則に定める書類及び添付書類（法定書類）に不足がないことを確認します。
（内容の確認、補正作業はしません。）
- 法定書類に不足がある場合は、原則として、仮受付できません。

- ※1 所管窓口への郵送及び投函による仮受付も継続しております。
- ※2 令和5（2023）年1月10日（火）から、建設業許可（解体工事業者登録、浄化槽工事業者登録は除く）の申請・届出については、電子申請も可能となりました。

仮受付継続の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。